宇都宮駅で最低賃金等の街頭広報を行いました。

令和8年 10 月1日(栃木県最低賃金改正発効日)に、JR 宇都宮駅西口において、公労連携(栃木労働局・連合栃木)による栃木県最低賃金改正及び賃上げ支援助成金パッケージに係る街頭広報活動を実施しました。



連合栃木、栃木労働局の参加者とともに厚生労働省労働基準局広報キャラクター「たしかめたん」と連合のキャラクター「ユニオニオン」も街頭広報に参加しました。





ポケットティッシュに下図のようなチラシ（裏表）１枚を折り込んで配布しました。

（表面）　　（裏面）



栃木県の最低賃金

ちゃんとチェック最低賃金☑

働く人も、雇う人も、確認を忘れずに！

※最低賃金は作業場に掲示する等の方法で周知が必要です。

準華 ©栃木労働局

最低賃金特設ページ

地域別最低賃金　効力発生日：令和８年１０月１日

	時間額（円）	
栃木県最低賃金	1,125	特定最低賃金が適用されないすべての労働者に適用されます。（一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。）

特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金時間額（円）効力発生日	適用産業（日本標準産業分類（令和6年4月1日施行）による）	適用除外労働者（18歳未満又は65歳以上の労働者は栃木県最低賃金が適用されます。）
塗料製造業	1,159 令和７年12月31日	E1644 塗料製造業	(1) 雇入れ後３月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務に主として従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	令和８年10月１日以降当面の間、栃木県最低賃金(1,125)が適用されています。	E25 はん用機械器具製造業 E26 生産用機械器具製造業（建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（縫製機械製造業を除く。）を除く。） E271 業務用機械器具製造業 E272 サービス用・娯楽用機械器具製造業	(1) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により主に手工具若しくは小型手持動力錐を用いて行う熟練を要しない穴あけ、かしめ、曲げ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・結束・組付けの業務
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 E29 電気機械器具製造業（電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業を除く。） E30 情報通信機械器具製造業	(1) 雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの (2) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 イ 清掃、片付け、賄い又は雑役の業務 ロ 手作業により主に手工具若しくは小型手持動力錐を用いて行う熟練を要しない簡易な組立て、穴あけ、かしめ、曲げ、バリ取り又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束の業務
自動車・同附属品製造業		E311 自動車・同附属品製造業	(注)1「自動車・同附属品製造業」においては、手作業により又は手工具若しくは小型手持動力錐を用いて行う熟練を要しないだあけ、かしめ又は電線の切り・被覆のはく離・組線・巻線・結束・組付けの業務 ハ 目視による部品の（選別又は）検査の業務 ニ 手作業による小物部品の包装、袋詰め、荷詰め（又は運搬）の業務 (注)2「（選別又は）」及び「又は運搬）」については、「自動車・同附属品製造業」において除く。
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	(注)令和８年の改正は審議中です。	E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（理化学機械器具製造業を除く。） E274 医療用機械器具・医療用品製造業 E275 光学機械器具・レンズ製造業 E2973 医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。） E323 時計・同部分品製造業	
各種商品小売業	令和８年の改正はありません。（注）令和８年10月１日以降、栃木県最低賃金（時間額 1,125円）が適用されています。		

＊　それぞれの産業において、①管理、補助的経済活動を行う事業所　又は　②純粋持株会社(L7282)も特定最低賃金が適用されます。

事業主の皆さまへ

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

雇用環境・均等室 宇都宮市昭保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3F TEL:028-633-2795

事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った中小企業等に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象（※）です。
※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）

助成金事務センター 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4F TEL:028-614-2263

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

働き方改革推進支援助成金

雇用環境・均等室 宇都宮市昭保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎3F TEL:028-633-2795

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

人材開発支援助成金

助成金事務センター 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4F TEL:028-614-2263

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

助成金事務センター 宇都宮市桜5-1-13 宇都宮地方合同庁舎4F TEL:028-614-2263

人材確保のために雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）

- 雇入れ支援コース：事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース：中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成（上限額8,870円／1人1日あたり（1事業主あたり1,000万円））します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP「賃上げ」支援助成金パッケージ　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku nitsuite/bunya/package_00007.html

（R8.8）

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare



キャラクター紹介



準華

準華は栃木労働局労働基準部における取組を周知・啓発を図るために作成された広報キャラクターです。栃木県の県花ヤシオツツジがモチーフとなっております。



たしかめたん

「たしかめたん」は厚生労働省労働基準局が所掌する施策の広報を行う「かめ（亀）」のキャラクターです。



ユニオニオン

「ユニオニオン」はユニオン（組合）とオニオン（たまねぎ）を合わせた名前です。

２体の着ぐるみも季節外れの暑さの中、水分補給しながら、広報活動に力を尽くしてくれました。（当日の日中は日差しが強く、最高気温は、30度を超えていました。）

ユニオニオンとたしかめたんのお二人、本当にお疲れさまでした。